

東京学芸大学大森直樹研究室「標準時数の変遷に関する調査」中間報告

大森直樹(東京学芸大学教授・教育史)

I. 概要	1 頁
II. きっかけ	2 頁
III. 前提——教育史と事例の研究から	2 頁
IV. 調査結果——図表 1～5から	5 頁
V. 調査結果——自由記述から	7 頁
VI. 標準時数の改善に向けた提言	11 頁

I. 概要

1. 調査者 東京学芸大学大森直樹研究室
2. 調査目的 標準時数の変遷について公立小学校教員の見解を把握し標準時数の改善に活かす
3. 調査項目 各期の標準時数下の教育課程への評価
4. 調査対象 1977・1989・1998・2008・2017標準時数下で勤務した公立小学校教員
5. 調査協力 一般財団法人教育文化総合研究所
6. 実施方法 一般財団法人教育文化総合研究所を通じ調査票を配布し、回答者が調査票のQRコードを読み取りインターネットの画面上から回答 (2023年7月18日～9月29日)
7. 回答者(有効票) 2,445人 内訳表↓

1977 標準時 数下で勤務 310人	1989標準時 数下で勤務 802人	1998標準時 数下で勤務 1,478人	2008標準時 数下で勤務 2,185人	2017標準時 数下で勤務 2,411人		
○	○	○	○	○	○印全てで勤務 5期経験者	293人
	○	○	○	○	○印全てで勤務 4期経験者	487人
		○	○	○	○印全てで勤務 3期経験者	668人
			○	○	○印全てで勤務 2期経験者	699人
				○	○印全てで勤務 1期経験者	248人
○	○	○	○	○	○印のいずれかで勤務	2,445人

回答者の勤務校所在地は、回答数が多い順に北海道、静岡、兵庫、神奈川、大阪(以上100人以上)、大分、福岡、石川、鹿児島、岩手、三重、茨城、沖縄、広島、長崎、新潟、長野、佐賀(以上10人以上)、その他17県で、計35都道府県。

II. きっかけ

「近頃は子どもたちがなかなか学校から学童に来ない」「やっと学童に来てもぐったりしている」「放課後の遊びをつうじて子どもは育ってきたのに」(2015年度の所沢市6年制学童保育の指導員)。

→ 2008標準時数が2011に実施され5年目の言葉。授業時数の変更が、子どもの生活にマイナスの影響？

III. 前提——教育史と事例の研究から

1. 1968から標準時数を国定しそれにもとづき学校が授業時数を定める制度になっている

週時数の国定

国は1886省令(小学校ノ学科及其程度)で毎週授業時間27.5。1900省令(小学校令施行規則)で21~27。1907省令(同規則)で21~30(1コマ45分)。1941省令(国民学校令施行規則)で23~33(1コマ40分)。

国定の廃止

1947省令(学校教育法施行規則)により省令で週時数を国定した制度は廃止。

年最低時数の国定

1958同省令改正により年最低時数を国定する制度へ。÷35で週時数。道徳の時間特設が背景(大森2018)。

年標準時数の国定

1968同省令改正により年標準時数を国定する制度へ。 実施年度は5頁帯グラフ参照

2. 標準時数の変遷—小5を中心に **35の倍数でないものに下線** 枠外「標準時数÷35」で算出した週時数

小学 5年	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外語	道徳	外活	総合	特活	総時数	週
1968 標準時数	245	140	210	140	70	70	70	105		35				1085	31
1977 標準時数	210	105	175	105	70	70	70	105		35			70	1015	29
1989 標準時数	210	105	175	105	70	70	70	105		35			70	1015	29
1998 標準時数	<u>180</u>	<u>90</u>	<u>150</u>	<u>95</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>90</u>		35		<u>110</u>	35	945	27
2008 標準時数	175	<u>100</u>	175	105	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>90</u>		35	35	70	35	980	28
2017 標準時数	175	<u>100</u>	175	105	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>90</u>	70	35		70	35	1015	29

3. 文科省は標準時数の変遷をどうとらえているか

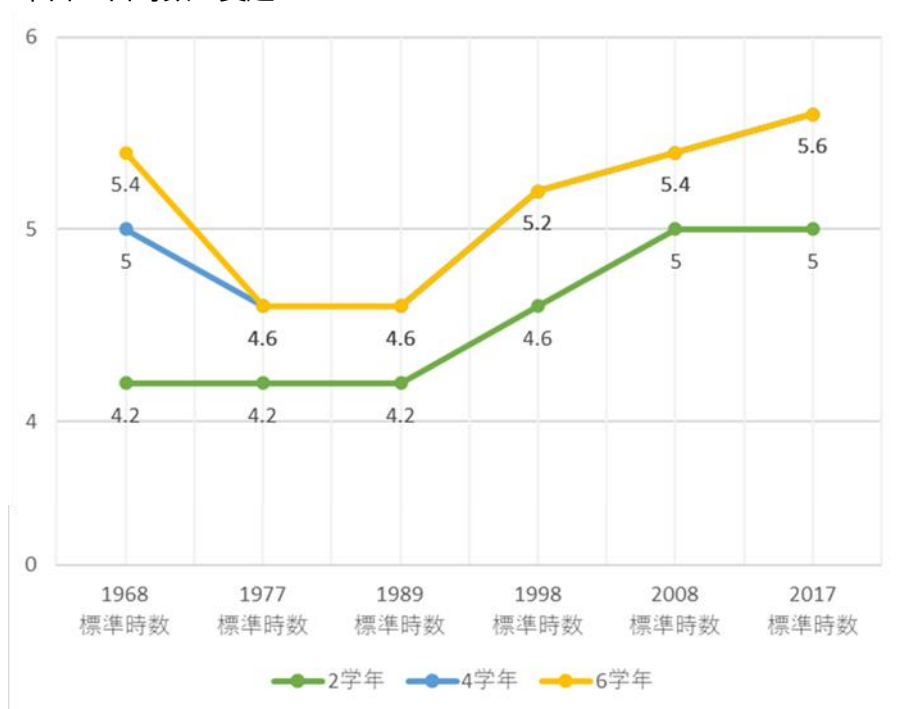
	1968 標準時数	1977標 準時数	1989 標 準時数	1998標 準時数	2008標 準時数	2017 標 準時数
小学校全学年の総標準時数	5821	5785	5785	5367	5645	5785
標準時数の中の特活の時数	0	314	314	209	209	209
文科省による特活の補正	5821+314=6135					

文科省による補正は文部科学調査室『文部科学関係 最近のニュース 臨時増刊号』2023年9月、8頁より作成。

- 1) 全学年の総標準時数に着目 → 子どもと教職員の日々の生活への影響が見えにくい
- 2) 特活の時数の補正不十分のまま変遷把握(11頁表) → 2008・2017標準時数を小さく見せている
- 3) 1998標準時数から5日制であることを軽視 → 同じ5785でも子どもと教職員への影響異なる

4. 変遷をとらえるために必要なこと——特活の補正をした平日1日時数への着目

平日1日時数の変遷



- ・特別活動（特活）の標準時数は差し引いている（各期でカウントが異なるため）
- ・週6日の1968～1989標準時数については「週コマ数－4時数（土曜の時数）÷5日」で算出
- ・週5日の1998～2017標準時数については「週コマ数÷5日」で算出
- ・週コマ数は「標準時数÷35」で算出（35は標準時数を週標準時数に換算する係数）
- ・1977標準時数より4学年・6学年は1日時数が同じ

- 1) 1968標準時数が「肥大なカリキュラム」(遠山啓1966)を招いたことが国と現場と研究者の共通認識。
- 2) 1977標準時数以降、4年と6年は同一時数に。
- 3) 図表の4年と6年の時数に特活分0.4(週2コマ÷5日)を足すと、リアルな学校の平日1日時数。

- ・「肥大」な1968標準時数 $5.4 + 0.4 = 5.8$
- ・第1次ゆとりの1977・1989標準時数 $4.6 + 0.4 = 5$
- ・第2次「ゆとりの」1998標準時数 $5.2 + 0.4 = 5.6$ → 4年は「肥大」超 6年は「肥大」手前
- ・2008標準時数 $5.4 + 0.4 = 5.8$ → 4年は「肥大」超 6年は「肥大」復活
- ・2017標準時数 $5.6 + 0.4 = 6$ → 4年も6年も教育史上もっとも「肥大」

【要点】

- 平日1日時数から見たとき2017標準時数は教育史上もっとも「肥大」な教育課程になっている。
- 標準時数は35の倍数が基本だった。年時数を35で割ると週時数になる。この数字は1958省令で導入され現場に定着。1年間1枚の時間割で済む。しかし、1998標準時数から8教科1領域が35の倍数でなくなる(2008標準時数から5教科に)。週ごとに時間割を変更しなければならない。時数管理が煩雑に。

→1998標準時数以降、とりわけ、2008標準時数以降の教育課程は子どもと教職員にとってマイナスの影響を及ぼしているのではないか。

5. 教員の調査の必要性

- 1)働き方改革の視点から授業時数(主に持ちコマ数)の見直しについての議論が官民で行われていることは重要。
- 2)しかし、子どもの生活と学習にとってどうなのかという視点が欠けている。子どもの生活と学習にとって、どのような授業時数のあり方が望ましいのか、事実の解明が必要。
- 3)だが、1人の子どもが経験する授業時数はその過ごした学年の1つ限りであり、1人の子どもが同じ学年の複数の授業時数について、自身の経験から比較を行い評価することはできない。
- 4)これに対して、教歴を重ねた教員は、各期の標準時数にもとづく複数の授業時数について、自身の経験から比較を行い評価ができる。子どもの生活と学習にとってどうなのか、教員の見解が持つ意味の重要性がある。

□文部科学省「義務教育に関する意識に係る調査 概要・集計結果」(調査期間2023年1から2月)の中に以下の内容がある。

週当たりの授業時間について小学校教員の39%が「ちょうどいい」、59%が「多すぎる」「やや多い」と回答。

週当たりの授業時間について小学5年生の60.5%が「ちょうどいい」、36.3%が「多すぎる」「やや多い」と回答。

同じ設問に対する小学教員と小学5年生の回答の違いは、教員の多くが複数の授業時数を経験しているのに対して、小学5年生が当該学年について1つの授業時数しか経験していないことが関係していると思われる。

【Ⅲの参考文献】

教育史研究

◎中央大学池田賢市研究室・東京学芸大学大森直樹研究室(2017)「教育課程の時数の歴史－小学校1886～2017年(研修資料)」

大森直樹(2018)『道徳教育と愛国心－「道徳」の教科化にどう向き合うか』岩波書店

◎大森直樹(2023)「小学校の週 29 コマをどう考えるか－教育課程基準と教員の経験」『教育実践アーカイブズ 第10号 特集 学校の時数の歴史と課題』

事例研究ほか

大森直樹(2019)「知識詰め込み型」からの転換なのか？－改訂「学習指導要領」が子どもにもたらすもの』『世界』11月号、岩波書店

大森直樹(2023)「2つのカリキュラム・オーバーロード論－次期教育課程基準改訂の焦点」公教育計画学会第15回研究大会(口頭報告)

遠山啓(1966)「教育内容の対置」『教育』6月(『遠山啓著作集 教育論シリーズ2 教育の自由と統制』太郎次郎社、1989年に改題して所収)

◎中島彰弘(2023)「学校の時数の歴史－北海道の経験から」『教育実践アーカイブズ 第10号』

◎永田守(2023)「時数は足りないのではなくむしろ足りている」『同上書』

◎水野佐知子(2023)「コロナ対策から見えてきた学校の諸問題－時数を中心に」『同上書』

◎水本王典(2023)「標準時数を下回ったことが勇気を与えてくれる」『同上書』

矢定洋一郎(2011)『学校ぎらいのヤサ先生 連戦連笑－ホントに愉快なことは、これからサ?!』績文堂

◎の文献は大森直樹研究室 HP(<https://www2.u-gakugei.ac.jp/~omoriken/>)

IV. 調査結果——図表 1～5から

図表1 1977・1989・1998・2008・2017標準時数下で勤務した教員 293 人の回答

1-1 各期の標準時数は子どもの生活に合っていたか

□「やや合っていなかった」と「合っていなかった」(以下、この2つをあわせて「合わない」とする)は1977標準時数が28.7%で最小、2017標準時数が88.7%で最大。1989標準時数が30.4%

■5期経験者は第1次ゆとりの1977標準時数と1989標準時数の「合わない」がいずれも30%以下 高評価

■5期経験者は2017標準時数の「合わない」が88.7% 低評価

1-2 各期の標準時数で子どもの学習は充実していたか

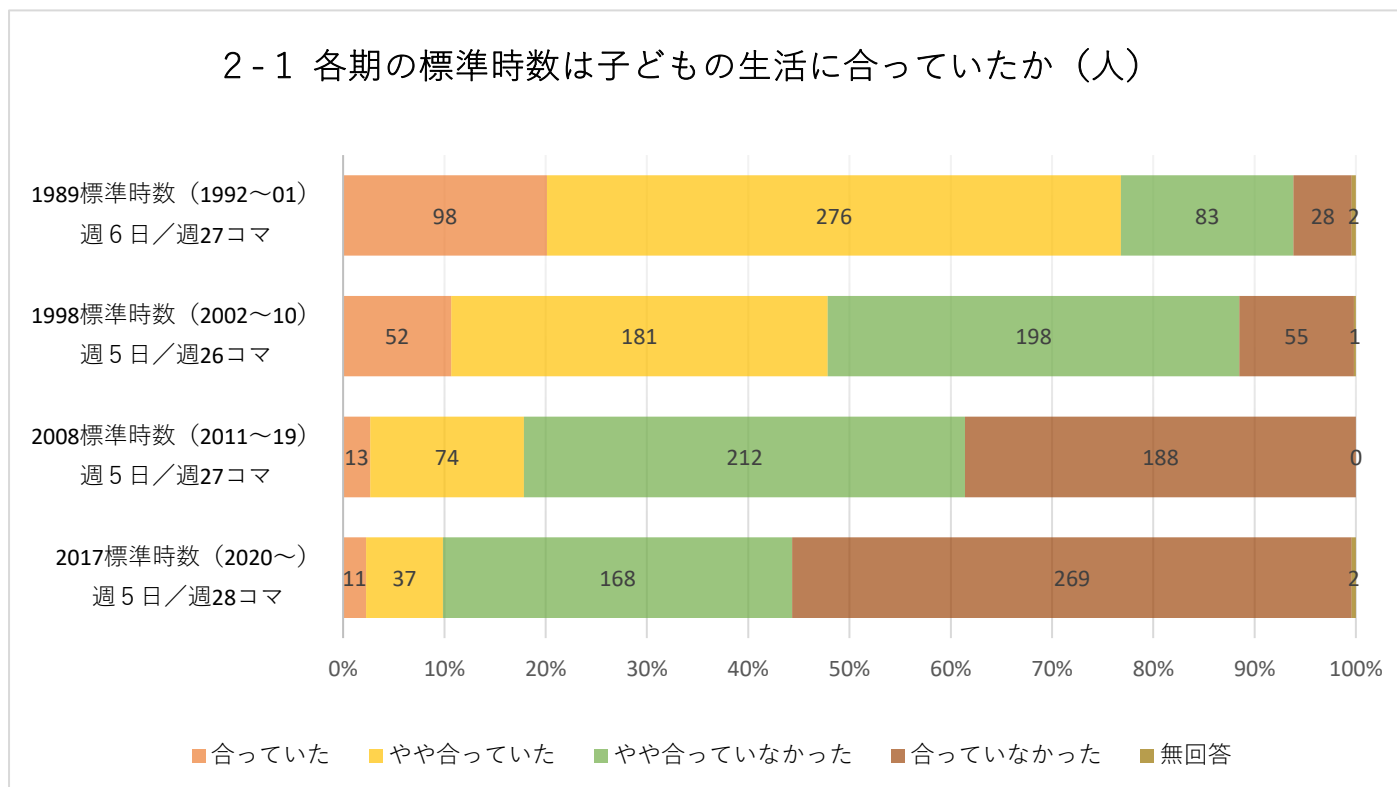
□「やや充実していなかった」「充実していなかった」(以下、この2つをあわせて「充実しない」とする)は1977標準時数が16.4%で最小、2017標準時数が80.2%で最大。1989標準時数が23.2%。

■5期経験者は第1次ゆとりの1977標準時数と1989標準時数の「充実しない」がいずれも10～20%台 高評価

■5期経験者は2017標準時数の「充実しない」が80.2% 低評価

図表 2 1989・1998・2008・2017標準時数下で勤務した教員487人の回答

■4期経験者の回答に注目したい。第1次ゆとりの1989標準時数から第2次「ゆとり」の1998標準時数の変化を経験し、かつ、その多くが現役の世代。2023年度におよそ44～53歳のベテラン教員。



■4期経験者は第1次ゆとりの1989標準時数の「合わない」が22.8%

高評価

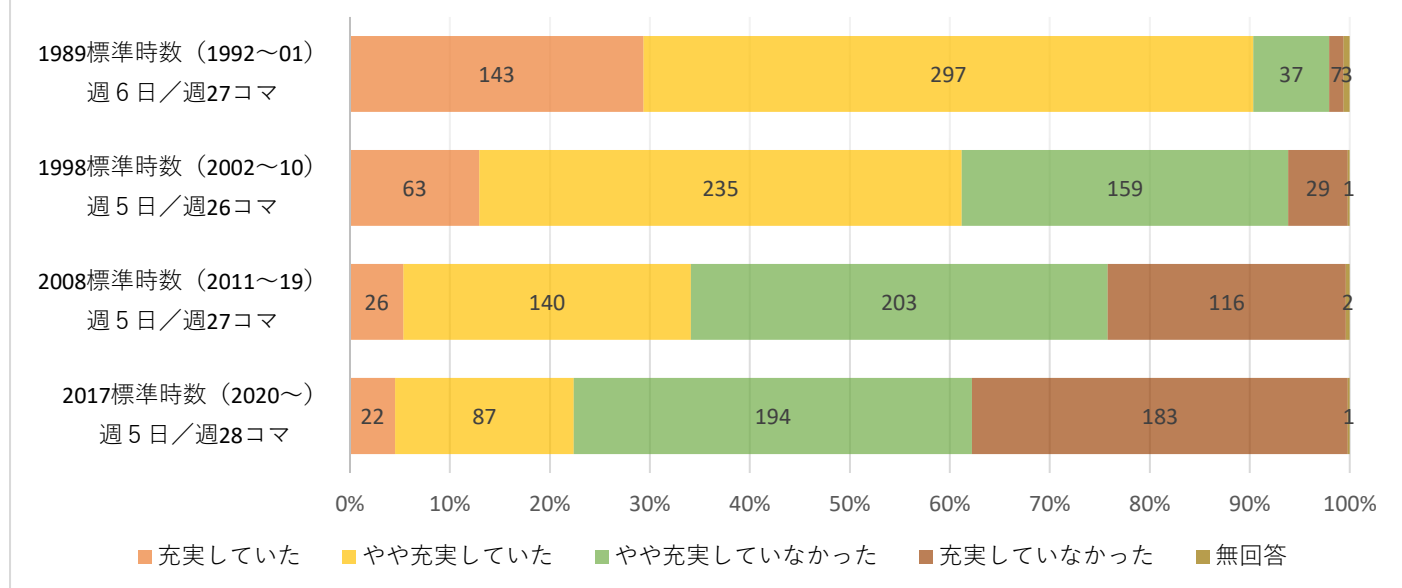
■4期経験者は2017標準時数の「合わない」が89.7%

低評価

■4期経験者は第2次「ゆとり」の1998標準時数の「合わない」が52.0%

評価拮抗

2-2 各期の標準時数で子どもの学習は充実していたか（人）



- 4期経験者は第1次ゆとりの1989標準時数の「充実しない」が9.0%
- 4期経験者は2017標準時数の「充実しない」が77.4%
- 4期経験者は第2次「ゆとり」の1998標準時数の「充実しない」が38.6%

高評価
低評価
評価拮抗

図表3 1998・2008・2017標準時数下で勤務した教員668人の回答

3-1各期の標準時数は子どもの生活に合っていたか

□「合わない」は1998標準時数が29.0%で最小、2017標準時数が83.2%で最大

3-2各期の標準時数で子どもの学習は充実していたか

□「充実しない」は1998標準時数が20.1%で最小、2017標準時数が65.6%で最大

図表4 2008・2017標準時数下で勤務した教員699人の回答

4-1各期の標準時数は子どもの生活に合っていたか

□「合わない」は1998標準時数が53.5%で、2017標準時数が71.7%

4-2各期の標準時数で子どもの学習は充実していたか

□「充実しない」は1998標準時数が28.0%で、2017標準時数が48.2%

■2期経験者と1期経験者も2つの問いに対して2017標準時数をもっとも低く評価している

図表5 2017標準時数下で勤務した教員248人の回答

5-1各期の標準時数は子どもの生活に合っていたか

□「合わない」は2017標準時数が44.0%

5-2各期の標準時数で子どもの学習は充実していたか

□「充実しない」は2017標準時数が28.2%。

V. 調査結果——自由記述から

本調査では自由記述欄も設けた。有効な回答は1,135件あった。以下の項目ごとに回答を整理することにより見えてきたことを報告したい。1つの回答の中に複数の項目への言及がある場合は、そのいずれかの主題にその回答をふりわけている。なお回答者の特定につながる記述は〇〇市をA市に直すこと等をしている。

項目	件数	自由記述 PDF 頁
1. 標準時数を下回る編成を恐れる傾向	81 件	1 頁
2. 標準時数の量	447 件	11 頁
3. 標準時数の中の特活の時数	183 件	34 頁
4. 標準時数の中に35で割り切れないものがあること	21 件	47頁
5. 特別活動の標準時数が35しかないこと	11 件	49頁
6. 時数編成の工夫	85 件	51頁
7. 要望や提案	216 件	59頁
8. 不登校との関係	20 件	76頁
9. その他（本報告では割愛）	71件	
計	1,135 件	

1. 標準時数を下回る編成を恐れる傾向

標準時数を上回る編成の具体例。5期経験者から。「A県では年間50時間超過時数の学校が多い」(2頁1098)。4期経験者から。「本校は6年生でいうと、年間時数が1095時間である。土曜授業が年間で10回」(3頁708)。「夏休み、わざわざ前倒し8月の何日かを授業日にする。そこまでして授業数を確保しなくても、授業数は確保できるのに」(3頁1025)。2期経験者から。「授業時数確保のために夏休みも1週間短くなった」(7頁49)。「夏休みは短く、始業式、終業式も給食を食べ午後から活動する。このように授業時数確保に躍起になりすぎて負担が増えている印象」(7頁127)。

標準時数を上回る編成が行われる原因について。管理職や主任に言及した回答。4期経験者から。「管理職は標準時数を超えて余裕をもった授業時数を確保しようとする」(2頁372)。3期経験者から。「標準時数を下回ることが許されないような雰囲気があり、教務、管理職ともにできるだけ授業時数を稼ごうとしている」(4頁27)。市町村教育委員会に言及した回答。3期経験者から。「現在週30コマあるのに加え、市から復習のためにモジュール時間の取り組みをするように言われている」(5頁483)。

なぜ管理職や市町村教育委員会は上回る編成を求めるのかを説明した回答もあった。5期経験者から。「「ゆとり教育」のアンチテーゼとしての「学力低下論」に後押しされるように「授業時数の確保」が至上命題となり、学校はどんどん忙しくなっていく。分刻みのスケジュールに加えて、「授業時数の確保」路線に忖度した地教委による過剰な「余剰時数」の上乗せ」(1頁735)。2期経験者から。「全国学力調査に始まる、各都道府県独自の学力調査への対応に労力が注がれ、「時数を減らしたら学力調査の点数が下がる」という強迫観念が現場を覆っている」(9頁790)。

2. 標準時数の量

5期経験者から。「低学年の5時間、高学年の6時間の多さが子どもたちにゆとりをなくしていると感じます」(11頁200)。「1日6時間の授業に苦痛を感じる児童もいます」(12頁701)。「6時間が増え、どんどん日々教師児童とも忙しくなり授業の準備時間や対話時間が減り、1時間の授業を充実させることが難しくなってきた気がします」(13

頁956)。

4期経験者から。「今年の夏は特に熱く、午後の学習が難しいくらいでした。」「子どもたちも教員も、暑さで参っていました。そのような時にすぐに午前授業にしたり、学級閉鎖などがあっても心配のないぐらいの必要時数、及び学習内容であれば良いのではと思います」(17頁512)。「子どもは8時から16時近くまで学校で過ごしている。6時間目など疲れて国語などは実が入らない」(14頁132)。「授業準備をする時間がありません。しかも複式学級で2学年分です。児童の下校時刻の10分後に休憩時間開始です。休憩時間は無いものと同じです」(16頁397)。「授業時数が多く子どもたちが疲弊しているように感じる。6時間目は、集中力もなく形だけの学習になりがちだと思う」(18頁1048)。「児童の放課後の時間がほぼなくなった。昔は欠席して学習が遅れた子や、授業中に理解できなかった子を居残り勉強させることができたが、今は授業が終わると下校時刻になってしまう」「放課後に、のんびりと子どもたちと他愛のない話をして、ゆったり過ごす余裕はない」(19頁1109)。

3期経験者から。「週6時間が続くのは、児童にとって負担に感じると思う」(22頁445)。「子どもも大人もつかれがひどい」(22頁454)。「時数が多ければ学力が伸びるというものではない」(24頁679)。「子どもたちに毎日6時間は負担が大きい。放課後の子どもの世界から学ぶものがたくさんあるはず(自分で時間の使い方を決める、友だちとの関わり等)。もっと子どもたちに放課後の自由時間を増やしてあげることが、子どもの自主性や協調性を育てることにつながると感じている」(25頁842)。

2期経験者から。「6時間授業は子どもが集中できなく、時間ももったいない気がします」(27頁219)。「時数と学力に相関性があるのかは甚だ疑問である」(28頁426)。「今の時数では、これからも働き続けられない」(29頁547)。

3. 内容量と時数の関係

5期経験者から。「時数が多すぎるだけでなく、学習内容も難しくなり、内容が定着できない子どもが増えた」(34頁605)。「教師一人当たりの授業時数も多いが、授業時間に収まり切れない内容も押し付けられてきたと感じている。それはずっと改善されておらず、教師の工夫に頼ってきた。元々不可能なことを何とか辻褃を合わせてきた実態を教育政策に携わる方々に知っていただきたい」(35頁810)。

4期経験者から。「時数もそうだが、教えるべき内容が多くなってきているので、だんだん窮屈になってきた」(36頁449)。「させるべきことが多すぎる。こなせる子はいいが、低位の子はつらそう」(37頁770)。「どんどんやることが増えていて、授業にゆとりがない。とにかくどんどん終わらせないと時間が足りない」(37頁772)。「標準時数通りでは、指導要領の内容や教科書の内容が終わらない」(37頁923)。

3期経験者から。「今の標準時数と履修内容はオーバーすぎて、子どもが荒れています。それに対応する教師は精神的にも肉体的にもやられ、それを証拠に毎年欠員がでている次第です」(39頁95)。「子どもたちにとって、多すぎる内容を詰め込んでいるため、消化不良のまま、すぎていると思います」(40頁510)。「こんなに年々時数を増やしていたのか、と驚きました。何か辛いなあということの積み重ねですね。時数は増えるけど、指導内容も増えるので、時間が増えても内容は薄いという矛盾した状態が引き起こされている」(42頁904)。

2期経験者から。「時数が足りません。やることばかり増えて、教科書が終わりません」(43頁203)。

4. 標準時数の中に35で割り切れないものがあること

5期経験者から。「毎週時間割を作成し配布する時間が増えた」(47頁488)。「時間割の固定ができず、時数集計が複雑になり、教科の進度の調整が面倒になった」(47頁494)。「時間割が組みにくく交換授業が行いにくい」(47頁562)。「A週B週等時間割が複雑になった」(47頁619)。「週あたりの時数が35の倍数でなくなったときから、毎週時間割を組む作業が入り、多忙化の一翼を担っていた」(47頁922)。

4期経験者から。「時間割が毎週同じだった時代は、今よりずっと事務的作業が少なかった。余計な配慮余計な計算余計な作業に時間を取られている」(47頁486)。「35週で考えられているので、35で割り切れる時数にしてほしい。子供たちのリズムがあちこち行くので、忘れ物などが多くなる」(47頁812)。「35週で割り切れなくなった時から、時数集計の業務の負担がものすごく大きくなった」(47頁1113)。「1コマを複数教科で分けなくてもいいようにすべき」(47頁1118)。

いずれも割り切れていた標準時数を経験していない3期経験者からも。「割り切れない時数は、煩雑化をより推し進める」(48頁382)。「教科担任制を導入するには、各教科、週数あたりの時数に端数が出ないほうが運用しやすい」(48頁691)。「毎週、時間割を作るのが大変なので、毎週同じ時間割のできる時数だと教員の業務負担が減ると思います」(48頁868)。

1期経験者からも。35で「割れない週数のため毎週教科が変わるのは子どもにとって良くない」(48頁1008)。

5. 特別活動の標準時数が35しかないこと

5期経験者から。「児童会活動やクラブ活動を「時数外にプラスで入れなければ実施できなく」なり、そのことが「実質時数増」を招いた」(49頁102)。「学級会活動についても「定期的に持てなくなり、話し合いの能力や自治的能力を育成する機会がとても少なく」なった」(49頁597)。「学習指導要領で児童会活動やクラブ活動を求めながら「時数の保障がされていないことが納得いかない」(49頁713)。

3期経験者から。「自治的な活動が、子どもの休み時間を平然と削って行われる」ことを招いている(49頁110)。

「休み時間にも」児童会活動が行われている(49頁887)。

2期経験者から。「教科の時間を使って行事や特別活動に取り組まなければならない状況が1年を通してあるので、教師も子供も落ち着いて勉強できる時間がほとんどない」(49頁75)。

6. 時数編成の工夫

モジュール

5期経験者から。「時数を確保するために、モジュールを活用していましたが、端数の計算が面倒で、時数票を提出する時期は、憂鬱だったことを覚えています」(51頁1009)。「4期経験者から。「管理職が、モジュールを時数として認めません。実際に朝学で漢字学習していますが、何のカウントにもならない時間になっています」(51頁93)。「朝にモジュール15分×3回で1時間にしています。全学年木曜日は5時間目までです」(52頁105)。「3期経験者から。「6時間目を1日減らすために15分ずつの短期間学習を入れたことで逆に余裕がなくなってしまった」(54頁538)。

特活の削減

5期経験者から。「高学年がほとんど6時間授業になることで、放課後の余裕はなく、クラブ、委員会活動は縮小。学校行事も縮小になり、子どもたちが楽しみにしているものを減らすことになった」(51頁422)。

余剰時数の活用

3期経験者から。「標準時数が増加し、かつ必ずクリアしなければならないものとして扱われたことから、予備時数確保のために授業日数・総授業時数は増加の一途をたどりました。しかしここ数年で、やむをえない事情で標準時数に達しない教科があったとしても、そのことのみをもって法令違反とはしない、という文科省の通知が出されたことによって、余剰時数を抑え総授業時数を削減する教育課程編成が可能になりました。これにより、現任校では行事の見直しと併せて週時数を削減し、最大週28コマで運用しています。ただし、その分各教科の標準時数をより適切に管理する必要あるため、そちらに労力を割かざるを得ません」(54頁374)。

7. 要望や提案

標準時数は子どものために減らすべきとの意見が多数。4期経験者から。「小学生に6時間授業は長すぎる。集中力も続かず落ち着きもなくなり非効率」(63頁480)。教員のためにも減らすべとの意見も多数。4期経験者から。「週あたり、授業時数を詰め込むだけ詰め込んで、子どもたちと語らう放課後の時間も無くなった。職員会議の時間さえ生み出せない、放課後の打ち合わせもできない。そして、埋められないその時間は、超過勤務となって職員の心と身体健康まで奪うように」(63頁253)。

その削減幅について。5期経験者から。「6時間の日を減らすことが、必要」(59頁334)。3期経験者から。「今の時代、毎日5時間授業が、子ども教師もゆとりをもって生活できるのではないのでしょうか」(70頁1053)。こうした意見が多かった。5期経験者から、「週時数は、28以内」という意見もあったが、そこには「学校行事や児童会活動なども含む」(60頁586)との但し書きがあった。

「時間割を組む作業」を考えて標準時数は「35で割り切れること」(61頁586)との意見も5期経験者ほかからあった。

8. 不登校との関係

5期経験者から。「不登校が増えたのも、日常のゆとりが減ったことは関係ないとは言えない」(76頁365)。

4期経験者から。「時数は増えたが、内容を詰め込みすぎて、子どもたちの中には、途中から、ついていけない子も。そこから学校に行きにくくなる子もいます」(76頁676)。「以前は放課後がゆったりしていたので、児童もリラックスして色々語り合っていた。そこで信頼関係も深まり、実は不登校も防げていたのでは・・・と思う」(76頁1042)。

3期経験者から。「毎日、6時間目までの授業、その後に習い事で子どもたちの余裕がありません。その結果、精神的に荒れたり不登校になったりしているように思います」(77頁838)。

2期経験者から。「不登校傾向の児童たちは、コロナの影響で行った分散登校や4時間目までの日は、登校することができていた。そのことから、今の子供たちにとって、6時間がたくさんある標準時数は、しんどいように思える」(77頁920)。

VI. 標準時数の改善に向けた提言

- 1 2008標準時数と2017標準時数については、時数が多すぎて子どもの生活に合っていないし、子どもの学習の充実にも寄与していない。2017標準時数は第4～6学年が額面で週29コマ。実質週30コマ(特活を補正)、毎日6コマになっている。子どもは我慢を強いられている。子どもの生活と学習を充実させるためにも、不登校の急増に対処するためにも、今の時数を見直すことは急務であると考えられる。制度的に文科省が標準時数を決めているが、その立案能力に現場からは疑問も出始めている。
- 2 教員の働き方改革を進めるためにも、病休者増に対処するためにも、標準時数の見直しは避けて通れない。いま国と民間の双方から、教職員の配置を充実させて、1人の教員あたりのコマ数を削減する方向性が出されている。それは進めるべきだが、あわせて標準時数の見直しが必要。勤務は8時台に始まり16時台に終わる。毎日6コマだと子どもの下校は15時台。勤務時間内に全員参加の職員会議や研修を設けることは困難で、授業準備や休憩を勤務時間内で行うことも難しい。専科教員や交換授業(教師Aが2クラスの音楽、教師Bが2クラスの図工を担当し準備を合理化)の導入が難しい小規模校ではなおのこと。
- 3 災害多発と地球沸騰化時代の標準時数という観点が重要。高温高湿度の教室でも、子どもに我慢をさせて、夏休みを短縮して毎日6コマ授業を受けさせる光景が全国化している。その背後には、標準時数を下回る編成を恐れる教育界の傾向もある。2008標準時数の実施年が東北地方太平洋沖地震で、2017標準時数の実施年が新型コロナウイルスの流行だった。災害多発と地球沸騰化時代の標準時数という問題を、正面から考えることが必要。
- 4 標準時数の見直しは「特活の時数」「35の倍数」「教科領域の見直し」「教育内容の見直し」という4つの視点とあわせて進めるべきである。見直しの難易度は、「特活の時数」「35の倍数」が容易で「教科領域の見直し」「教育内容の見直し」が困難。
- 5 「特活の時数」の視点とは「学習指導要領の特活の内容」と「標準時数の特活の時数」の不一致を改める視点。不一致が少なかったのは1977標準時数と1989標準時数だった。それをふまえ第4～6年を特活週2コマとするべき。この見直しをするだけでも、授業時数管理のための二重帳簿(いまは標準時数に対応した特活のカウントと標準時数に対応しない特活のカウントが全国の学校で行われている)が改善され、授業時数の正確な把握が進む。不可欠の視点。
→「5」で標準時数は週30コマになる

「学習指導要領の特活の内容」と「標準時数の特活の時数」(4～6年の1学年あたり)

学習指導要領の特活の内容	1968標準 時数	1977標準 時数	1989標準 時数	1998標準 時数	2008標準 時数	2017標準 時数
児童会活動						
学級活動(1968・1977は学級会活動)		35	35	35	35	35
クラブ活動(4～6年)		35	35			
学校行事						
計	0	70	70	35	35	35

標準時数の中の35で割り切れない数

小学 5年	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外語	道徳	外活	総合	特活	総時数
1968 標準時数														
1977 標準時数														
1989 標準時数														
1998 標準時数	180	90	150	95	50	50	60	90				110		
2008 標準時数		100			50	50	60	90						
2017 標準時数		100			50	50	60	90						

6 「35の倍数」の視点とは標準時数の中の35で割り切れない数を改める視点。音楽・図工が70のとき週2コマだったが、いま音楽・図工が50で週1.4コマ。子どもは週ごとに異なる時間割で忘れ物が増える。教員は時数の編成と管理が煩雑になる。専科教員や交換授業の導入も難しくなる。いま35で割り切れないのは社会・音楽・図工・家庭・体育。これを35の倍数だった1989標準時数のときにひとまず戻すと週2コマ増になる。不可欠の視点。
→「5」「6」で標準時数は週32コマになる

7 「教科領域の見直し」とは教科領域の見直しと標準時数の見直しについて歴史的経験を活かす視点。
1998改正は総合を新設したが、「従前教科領域の時数削減をとまなう教科領域の新設」。
2008改正は外国語活動を新設したが、「従前教科領域の時数削減をしない教科領域の新設」だった(週1コマ増)。
2017改正は外国語活動を第3・4学年に下ろし、第5・6学年は外国語科に再編新設。これも「従前教科領域の時数削減をしない教科領域の新設」に分類しておきたい(週1コマ増)。
2008改正と2017改正は、教科領域の新設に伴う生みの苦しみを回避し、教科領域の新設を標準時数の純増による子どもと教職員の負担により進めるものだった。これらの政策的な不合理を一度白紙に戻すことも選択肢の一つとなる(週2コマ削減)。
→「5」「6」「7」で標準時数は週30コマになる

8 「教育内容の見直し」とはまず標準時数(授業時数基準)を見直してから学習指導要領(教育内容基準)の見直しを行う視点。週30、毎日6コマでは、子どもも教職員も疲弊するばかりとの声が多いことを踏まえて、「5」「6」「7」による週30コマから週5コマを減らして標準時数を週25コマ、毎日5コマとすることを提案したい。学習指導要領の都合から標準時数を定めるのではなく、標準時数の変遷と現場の声をふまえてまず適切な標準時数を定めて、それに合わせて学習指導要領の見直しをするべき。

9 2007年に始まった全員参加の学力テスト(2010抽出2011中止)は対策授業蔓延と排除な問題が指摘されてきたが、授業時数にもマイナスの影響がある。テスト学力向上のためには授業時数確保が必要との思い込みから、教育委員会や校長には標準時数を下回る編成をおそれる傾向がある。全員参加の学力テストの廃止も必要。

10 近年の国際法と国内法で大切にされている「当事者による自己決定」の重要性。学校の時数や内容に、どれだけ子どもと教職員の意見が反映されているのか。日本の教育は子どもと教職員を決定から締め出すことが続いていることを改める必要がある。

以上